

高崎市P T A連合会会則

第一章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、高崎市P T A連合会と称し、事務局を高崎市高松町 35 番地 1 高崎市教育委員会社会教育課に置く。

(構成)

第2条 本会は、高崎市立小学校、中学校、特別支援学校の単位P T Aをもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、単位P T Aと共に児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本方針)

第5条 本会の基本方針は、次の通りとする。

- (1) 本会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、かつ営利を目的とする行為は行なわない。
- (2) 本会は、自主独立であって、他のいかなる団体の支配、統制も受けない。
- (3) 本会は、各単位P T Aの自主性を尊重し、これらの活動に協力する。

(活動)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 各単位P T Aの連絡・連携。
- (2) 好ましい教育環境の醸成と、児童・生徒の安全と福祉の推進。
- (3) 会員資質の向上の為の研修。
- (4) 関係機関、諸団体との連携・協調。
- (5) その他、P T Aの目的達成のため、必要と認めた事項。

第二章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以上6名以内
- (3) 常任理事 4名以上6名以内
- (4) 担当校長 2名(小学校・中学校および特別支援学校より各1名)
- (5) 理事 8名(各ブロックより1名)
- (6) 監事 2名

尚、本部役員は、会長・副会長・常任理事・担当校長をもって構成する。

(任 期)

第8条 役員の任期は、1年（毎年4月1日から翌年3月31日）とする。

但し、再任を妨げない。役員欠員の時は本部役員会の審議により補充し、任期は残任期間とする。

(任 務)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、総会及び各種会議を招集し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 副会長は、事業担当制とし、担当事業を総括する。
- (4) 副会長の内より専門委員長を選任し、担当委員会を総括する。
- (5) 常任理事は会長、副会長を補佐し会務の執行にあたる。
- (6) 担当校長は、会務の運営にあたる。
- (7) 理事は会務の執行にあたる。
- (8) 監事は、事業及び会計を監査する。

(顧 問)

第10条 本会は顧問を置くことができる。

- 2 顧問は歴代会長及び、学識経験者とし、会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(参 与)

第11条 本会は参与を置くことができる。

- 2 参与は本部役員経験者とし、会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は本会を代表して関係機関出向等する。

(役員を選出)

第12条 次年度役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・常任理事は、単位PTA本部役員経験者、候補者または市P連本部役員経験者であるPTA会員（児童生徒が在籍する）の中から推薦委員会により推薦される。
- (2) 推薦委員会より推薦された本部役員候補者は、総会又は臨時総会の承認により決定する。
- (3) 担当校長は、校長会より推薦され、総会の承認により決定する。
- (4) 監事は、本部役員経験者から選出され、総会又は、臨時総会の承認により決定する。
- (5) 理事は、単位PTA会長であること。
- (6) 理事は、各ブロックより推薦され、本部役員会の承認により決定する。

(推薦委員会)

第13条 推薦委員会の構成、運営については、次の通りとする。

- (1) 推薦委員会は各ブロックより1名、小・中・特別支援学校担当校長より1名。並びに、本部役員より1名、前年度推薦委員より1名をもって構成する。

- (2) 前年度推薦委員の1名は立会人とする。
- (3) 推薦委員の運営方法については、細則で定める。

第三章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会（定期総会、臨時総会）
- (2) 理事会
- (3) 本部役員会
- (4) 正副会議
- (5) 単位PTA会長会議
- (6) ブロック会議
- (7) 各種委員会

(総会)

第15条 定期総会は、年一回とし、臨時総会は、必要に応じて市P連会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、各単位PTA会長及び学校長をもって構成し、最高決議機関とする。
- 3 総会の決議は、定期総会・臨時総会共に、招集によるものとする。ただし、集まることが困難な状況で、招集ができないと市P連会長が判断したときは、書面（電磁的記録を含む）による決議とする。なお、効力はどちらも同じものとする。
- 4 総会の定足数は、会員の3分の2以上の出席者（委任状を含む）をもって成立し、議事出席者の過半数で決定する。
- 5 総会の任務は次の通りとする。
 - (1) 事業報告及び事業計画案の承認。
 - (2) 本部役員会の承認。
 - (3) 監事の承認。
 - (4) 決算及び予算の承認。
 - (5) 会則の変更。
 - (6) その他、本会の目的を達成するための事項を決定。

(理事会)

第16条 理事会は、第7条に定める役員をもって構成し、任務及び定足数などは次の通りとする。

- (1) 総会の決議に基づいて会務の執行。
- (2) 総会に付議する事項を審議。
- (3) 本部役員より付託された事項を審議。
- (4) 施行細則の変更。
- (5) その他、必要に応じて開催し、事項を審議。
- (6) 定足数は本部役員及び理事の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立し、

議事は出席者の過半数で決定する。

(7) 表決権は本部役員及び理事が有する。

(本部役員会)

第17条 本部役員会は、本部役員をもって構成し、任務は次の通りとする。

- (1) 総会で決定された市P連事業を企画・立案し実施。
- (2) 理事会に付議する事項を審議。
- (3) 理事の承認。
- (4) その他、必要に応じて開催し、事項を審議。

(正副会議)

第18条 正副会議は、会長、副会長をもって構成し任務は次の通りとする。

- (1) 慶弔規程第2・3・4・5条に関わる件を協議及び審議。
- (2) その他、必要に応じて開催し、事項を協議。

(単位PTA会長会議)

第19条 単位PTA会長会議は、各単位PTA会長をもって構成し、任務は次の通りとする。

- (1) 理事会・本部役員会・ブロック会議より提出された事項を協議。
- (2) その他、必要に応じて開催し、事項を協議。

(ブロック会議)

第20条 ブロック会議は、各単位PTA会長をもって構成し、任務は次の通りとする。

- (1) 理事会・本部役員会・単位PTA会長会議より提出された事項を協議。
- (2) 会長同士の情報交換・情報共有。
- (3) その他、必要に応じて開催し、事項を協議。

(委員会)

第21条 本会に次の委員会を置くことができる。

- (1) 専門委員会
 - ①家庭教育委員会
 - ②情報委員会
- (2) その他、必要と認められる委員会。
- (3) 専門委員会出向者は、各単位PTAから1名選出し委員会を構成する。

(任 務)

第22条 委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 総会で決定された事業の企画・運営。
- (2) その他、必要に応じた事業を実施。

(委員長)

第23条 委員会の招集及び議長は、次の通りとする。

- (1) 委員会は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

(表決権および表決順)

第24条 表決権を有する会議および表決順は以下の通りとし、議事は出席者の過半数で決定する。

- (1) 総 会（定時総会、臨時総会）
- (2) 理事会
- (3) 本部役員会

(構成)

第25条 各委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 専門委員会は、各単位PTAの代表により構成し、委員長は担当副会長があたる。
- (2) 各専門委員会は、副委員長若干名、書記若干名を選出し、この会の運営にあたる。

第 四 章 ブロック

(ブロック)

第26条 高崎市立小・中・特別支援学校PTAを8つのブロック編成（第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八）とし、各ブロックはブロック長、副ブロック長各1名、書記2名を互選にて選出する。

- 2 ブロック長は、単位PTA会長ブロック会議の議長となり、会議の運営にあたる。
- 3 ブロック長は、役員（理事）となる。
- 4 副ブロック長は、ブロック長事故あるときに、ブロック長に代わってブロック会議の議長となり、会議の運営にあたる。

(構成)

第27条 ブロック編成については、次の通りとする。

- (1) 第一ブロック（小＝8、中＝2、計10校）
下室田小、中室田小、上室田小、里見小、久留馬小、下里見小、宮沢小、倉渕小、榛名中、倉渕中
- (2) 第二ブロック（小＝9、中＝3、計12校）
箕輪小、車郷小、箕郷東小、金古小、国府小、堤ヶ岡小、上郊小、金古南小、桜山小、箕郷中、群馬中央中、群馬南中
- (3) 第三ブロック（小＝7、中＝3、計10校）
吉井小、吉井西小、多胡小、入野小、馬庭小、南陽台小、岩平小、吉井中央中、吉井西中、入野中
- (4) 第四ブロック（小＝7、中＝4、特別支援＝1、計12校）
新町第一小、新町第二小、大類小、京ヶ島小、滝川小、岩鼻小、矢中小、新町中、大類中、高南中、矢中中、高崎特別支援学校
- (5) 第五ブロック（小＝6、中＝4、計10校）
片岡小、寺尾小、南八幡小、倉賀野小、乗附小、城山小、片岡中、寺尾中、南八幡中、倉賀野中
- (6) 第六ブロック（小＝7、中＝3、計10校）
六郷小、西部小、八幡小、鼻高小、豊岡小、北部小、長野小、八幡中、豊岡中、

長野郷中

(7) 第七ブロック (小=8、中=3、計11校)

塚沢小、城東小、新高尾小、中川小、浜尻小、東部小、佐野小、中居小、中尾中、塚沢中、佐野中

(8) 第八ブロック (小=6、中=3、計9校)

中央小、北小、南小、東小、西小、城南小、第一中、高松中、並榎中

第五章 会計

(会費)

第28条 本会の会費は、単位PTAの負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてるとともに、単位PTAの負担金は、総会によって決定する。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第30条 本会の収支決算は、監事の会計監査を経て総会に提出し、承認を得るものとする。

第六章 会則の施行

(会則の改廃)

第31条 本会の会則改廃は、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

附 則

昭和41年4月1日	作成施行	平成26年5月14日	改正施行
昭和45年3月1日	改正施行	平成28年3月13日	改正
昭和49年4月27日	改正施行	平成28年4月1日	施行
昭和55年1月19日	改正施行	令和3年3月10日	改正施行
昭和61年1月25日	改正施行		
平成4年1月23日	改正施行		
平成7年1月20日	改正施行		
平成18年1月12日	改正		
平成18年4月1日	施行		
平成19年3月20日	改正		
平成19年4月1日	施行		
平成19年5月23日	改正施行		
平成21年3月19日	改正施行		
平成22年3月19日	改正施行		
平成23年3月17日	改正施行		